

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月16日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 SBI 読売333インデックス・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初設定 上限100億円  
継続申込期間 上限1兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2026年4月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）の外貨建資産の投資制限の記載に誤りがあるため、当該記載の訂正を行うため訂正届出書を提出いたします。

**2【訂正箇所および訂正事項】**

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分です。

原届出書の該当事項については、それぞれ下記の内容に訂正されます。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 2 【投資方針】

##### (5) 【投資制限】

<訂正前>

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める主要な投資制限

( ) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

( ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

( ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

( ) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

( ) 一般社団法人資産運用業協会規則に従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

( ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲内で行います。

( ) スワップ取引は、信託約款第23条の範囲内で行います。

<訂正後>

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める主要な投資制限

( ) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

( ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

( ) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

( ) 一般社団法人資産運用業協会規則に従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

( ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲内で行います。

( ) スワップ取引は、信託約款第23条の範囲内で行います。